

改 正 案	現 行
施本第 号（C F Q） 平成 年 月 日 末尾記載 殿 防衛施設庁長官 農業所得の算定について（通達） 標記について、別紙のとおり定め、平成19年9月1日から適用することとしたので通達する。 以 上 添 付 書 類：別紙 本信あて先：各防衛施設局長 各防衛施設支局長 別 紙 第1 総則 1 駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）第7条に基づく農業所得は、本通達により算定する。 2 農業所得は、農業粗収入から農業経営費を差し引いたものとする。 農業粗収入とは、年度内の農業経営の結果得られた総収入額とする。 農業経営費とは、農業粗収入をあげるために要する一切の費用であって、当該経営年度における流動的経費（肥料、種苗、労力費等の年々購入すべき又は支払うべき直接の費用）及び当該経営年度の負担すべき固定資産の減価償却部分とする。 3 生産物価格の決定方法 (1) 生産物価格は、農作物の価格、使用年度における当該農作物の出廻期間の平均価格（生産者の最寄りの市場価格）とする。ただし、使用年度の当該農作物の出廻期間の平均価格が推定困難な場合は、前年度の当該農作物の出廻期間の平均価格とする。	調達規第16号 駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱ニ基ク農業所得算定基準ヲ次ノトオリ定メ昭和27年7月28日ヨリ実施スル。 昭和27年11月4日 調達庁長官 根道 広吉 農業所得算定基準 第1章 総則 1 農業所得ハ農業粗収入カラ農業経営費ヲ差引イタモノデアル。 農業粗収入トハ年度内ノ農業経営ノ結果得ラレタ総収入額デアツテ、農作物、養蚕、養蓄及び農業用生産手段（牛、馬、農具等）ノ一時的賃貸料、蒔込、縄、俵等ノ収入ノ合計デ販売代金ノ外家計ニ仕向ケラレル現物モ含まレル。 農業経営費トハ農業粗収入ヲアゲルニ要スル一切ノ費用デアツテ、当該経営年度ニオケル流動的経費（肥料、種苗、労力費等ノ年々購入又ハ支払ウベキ直接ノ費用）及ビ当該経営年度ノ負担スベキ固定資産ノ減価償却部分ヨリナツテイル。 2 生産物価格ノ決定法 i 農作物、農作物ノ価格、使用年度ニオケル当該農作物ノ出廻期間ノ平均価格（生産者ノ最寄市場価格）トスル。但シ使用年度ノ当該農作物ノ出廻期間ノ平均価格ガ推定困難ナル場合ハ前年度ノ当該農作物ノ出廻期間ノ平均価格トスル。統制価格（生産者ノ政府買上価格）ノ定メラレテイルモノニツイテハソノ価格ノ範囲内トスル。

(2) その他生産物

農作物以外の生産物については、使用開始前の年間の平均価格（生産者の最寄りの市場価格）とする。

ii ソノ他生産物

農作物以外ノ生産物ニツイテハ使用開始前ノ年間ノ平均価格（生産者ノ最寄市場価格）トスル。

3 農業所得ハ所得税課税ノ農業所得算出ニオケル農業粗収入及ビ農業経営費ヲ調査シテ算出スルコトヲ建前トスル。

但シ、次ノ場合ニオイテハ実際ノ調査ニヨリ算定スル。

i 開拓農地デ年々収穫ガ通増ノ過程ニアル場合。

ii 零細農家ノ場合。

（註）零細農家ハ総所得カラ扶養控除ヲ差引イタ額ガ5万円以下ノ場合ヲイウ。

iii 従来使用中ノ農地デ税務署ノ査定額ノナイモノ。

iv 兼業副業ノ場合デ農業経営ト農業経営以外ノ経営ニ於ケル経営費ノ分離ガ困難ナ場合。

v ソノ他調査局長ガ実地調査ヲ必要ト認メタモノ。

第2 農業粗収入ノ評価

1 農業粗収入は、それぞれの農作物の収量にそれぞれの農作物の単価を乗じて合計した額とする。

(1) 農作物とは、次に掲げるものをいう。

稲（水稻、陸稲）、麦（大麦、裸麦、小麦）、雑穀類、豆類、さつまいも、じゃがいも、果樹、工芸作物、その他作物

(2) 収量ノ評価

収量ハ、過去4箇年の数量を算術平均して1箇年の収量とする。

第2章 農業粗収入ノ評価

1 農作物収入

農作物収入ハソレゾレノ農作物ノ収量ニソレゾレノ農作物ノ単価ヲ乗ジテ合計シタ額デアル。

i 農作物ハ次ノモノヲイウ。

稲（水稻、陸稲）、麦（大麦、裸麦、小麦）、雑穀類、豆類、甘藷、馬鈴薯、蔬菜、果樹、工芸作物、ソノ他作物、（甘藷苗、蔬菜苗、スイートピー、カーネーション、チューリップ等ノ花卉類）

ii 収量ノ評価

収量ハ既墾地ニアツテハ、過去4ケ年ノ数量ヲ算術平均シテ1ケ年ノ収量トスル。

新開墾地ニツイテハ、新タニ使用サレル場合ハ前年度ノ実績、但シ収穫ガ通増ノ過程ニアル場合ハ近傍類似ノ既墾地ヨリ通常挙げ得ベキ反当数量トスル。継続使用ノ場合ハ、ソノ開墾地ガ評価時マデニ通常ノ耕作ガナサレタ場合ニ挙げ得ベキ反当収量トスル。

買上ノ場合使用ニヨツテ開墾ノ進捗ガ阻害サレタ場合、1年ニツキ開墾予定地ノ10%ヲ限度トシテ開墾ガナサレタモノトミナスコトガ出来ル。

各年度ノ収量（註1）ノ決定ニツイテハ統計調査事務所ノセンサス調査、税務署ノ調査、本人ノ申請等ノ数字ヲ参酌シ、当該農耕地ノ地味、地質、地形、気候等ノ条件

- (3) 作物価格の評価
作物の価格は、生産者価格とする。

第3章 農業経営費の評価

1 種苗費の評価

種苗費は、購入種苗費と自給種苗費の合計額とし、購入種苗費は、種苗の購入額、自給種苗費は、種苗を採取し得る作物価額とする。

2 肥料費の評価

肥料費は、肥料の購入額とする。ただし、果樹等の植付年度における果樹等に要した肥料は評価しない。

3 水利費の評価

ヲ検討シテ決定スル。

牧野ノ収量ハ類似（近傍トハ限ラナイ）ノ採草地デ通常得ラレル乾草ノ量（註2）トスル。ソノ地方ニ乾草ノ売買価格ノナイトキハ、乾草ノ量ヲ0.46倍シテ「フスマ」ノ量ニ換算スル。

(註) 1 反当収量ハ、目減、危険率、販売率等ヲ考慮シ所有者ノ申請ヲ重視スルコトノナキ様注意スル。

家計仕向ハ原則トシテ収入ニ含まレルガ必要以上ノ量ハ収量カラ差引ク。

2 放牧地ノ全国平均産草量ハ反収700kg乾草ノ量ハコレノ1/3即チ233kgデアル。

iii 作物価格ノ評価

作物ノ価格ハ生産者価格トシ、統制価格ノ制限ノ定メラレテイル場合ハ、ソノ価格ノ範囲内トスル。

2 農産物以外ノ収入

i 養蚕収入

養蚕収入ハ繭、繭綿、直綿及ビ加工品（織物以上ノ工程ハ含まナイ）ノ生産量ニ生産者価格ヲ乗ジテ算出シタ額トスル。

ii 養畜収入

養畜収入ハ次ノ各号ニ挙ゲルモノノ生産量ニ生産者価格ヲ乗ジテ算出シタ額トスル。

イ 牛乳、山羊乳

ロ 鶏卵

ハ 仔畜（仔牛、仔馬、仔豚、仔羊）

ニ 育生畜、肉畜類

ホ ソノ他畜産物（兎、タヌキ、キツネ、鯉、アヒル、蜜蜂等）

iii 農業雑収入

農業雑収入ハ、畦畔採取物、肥料古灰等ノ売却収入、農業用生産手段ノ一時的賃貸料トスル。

第3章 農業経営費

1 種苗費ノ評価

種苗費ハ購入種苗費ト自給種苗費トノ合計額トシ、購入種苗費ハ種苗ノ購入額、自給種苗費ハ種苗ヲ採取シ得ル作物価額トスル。

但シ、果樹等ノ種苗ハ別ニ大植物費トシテ算出スルノデ評価シナイ。

2 肥料費ノ評価

肥料費ハ肥料ノ購入額トスル。

但シ、果樹等ノ植付年度ニ於ケル果樹等ニ要シタ肥料ハ評価シナイ。

3 水利費ノ評価

水利費は、水利組合費、水利地益税等の水利施設を利用している場合の負担金額とする。

4 防除費の評価

防除費は、薬剤費、防虫費、対霜雪及び風の施策費とする。

5 建物費の評価

建物費は、作物の生産に要する地上地下の建物（住居は含まない。）及び構築物の年償却費及び小修繕費とする。

年償却費は、再建築費より推定残存価格を控除した額を、その建物の耐用年数で除した額とする。

6 農具費の評価

農具費は、小農具（鎌、鋤等）については年購入費及び修繕費とし、大農具については年償却費及び借入の場合は賃借料とし、年償却費の算出は、評価時における新調時価より推定残存価格（新調時価の10%）を控除した額を、そのものの耐用年数で除した額とする。

7 労働費の評価

労働費は、雇用労働費とし、雇用延人員にその地方の平均労賃の日当を乗じて算出する。ただし、共同作業及び手伝受は家族労働として労働費には算入しない。

8 光熱動力費の評価

育苗用電熱、育雛用電熱、耕耘、揚水等の電力及び燃料（ガソリン等）の支出とする。

9 加工原料費の評価

農産物加工のために必要な購入原料一切（農外事業のための原料は除く。）とする。

水利費は、水利組合費、水利地益税等の水利施設を利用している場合の負担金額とする。

4 防除費の評価

防除費は、薬剤費、防虫費、対霜雪、風ノ施策費トスル。

5 建物費の評価

建物費は作物ノ生産ニ要スル地上地下ノ建物（住居ハ含マナイ）及ビ構築物ノ年償却費及ビ小修繕費トスル。

年償却費ハ再建築費ヨリ推定残存価格ヲ控除シタ額ヲソノ建物ノ耐用年数デ除シタ額トスル。

6 農具費の評価

農具費ハ小農具（鎌、鋤等）ニツイテハ年購入費及ビ修繕費トシ、大農具ニツイテハ、年償却費及ビ借入ノ場合ハ賃借料トシ、年償却費ノ算出ハ評価時ニオケル新調時価ヨリ推定残存価格（新調時価ノ10%）ヲ控除シタ額ヲソノモノノ耐用年数デ除シタ額トスル。

7 労働費の評価

労働費ハ雇傭労働費（年雇労働費及ビ臨時雇賃金）トシ雇傭延人員ニソノ地方ノ平均労賃ノ日当ヲ乗ジテ算出スル。

（注）共同作業及ビ手伝受ハ「手間替」的慣行ガ多イノデ家族労働トシテ労働費ニハ算入シナイ。

8 光熱動力費の評価

養蚕用煉炭粉炭電灯料、育雛用電熱、育苗用電熱、耕耘、揚水、脱穀調整用ノ電力及ビ燃料（ガソリン等）ノ支出トスル。

9 加工原料費の評価

農産物加工ノ為ニ必要ナ購入原料一切（農外事業ノタメノ原料ハ除ク）トスル。

10 動物費の評価

動物費ハ、動物ノ購入支出額、償却費、飼料費及ビ畜力費トスル。

i 動物ノ購入支出額

育肉用畜類（償却資産デナイモノ）ニツイテハ年内ニ購入シテ、年内ニ売却サレル育成牛、肥育牛、肉豚羊等ノ購入支出額ノ小動物ニツイテハ鶏・兎・初生雛、蜜蜂等ノ小動物ノ購入支出額トスル。

ii 償却費

農業使役用、小運搬使役用、繁殖用（役肉用、乳用）・種付用（役肉用・乳用）等ノ畜類（償却資産トシテアツカワレルモノ）ニツイテハ、仔畜ノ時価ノ50%ノ額ヲ使用可能年数ニテ除シタ額ヲ年償却費トスル。但シ、成畜ニナルマデノ期間ハ償却シ

10 公租公課

(1) 固定資産税 固定資産税は、農地、農具、家畜等の農業生産手段に対する固定資産（償却資産を含む。）税とする。ただし、使用料算定の場合は経営費に含まない。

(2) 組合費 組合費は農業協同組合費とする。

11 雑費

雑費は、農業資材（俵、縄、レッテル、包装材料）の費用、農業用土地の分筆、合筆登記等の費用、農業生産施設の破壊除去等の費用等とする。

ナイモノトスル。

iii 飼料費

飼料費ハ購入飼料オヨビ購入桑葉ノ合計額トスル。

但シ、使用料算定ノ場合ハ償却資産トシテアツカワレル動物ノ飼料費ハ評価シナイ

。

iv 畜力費

畜力費ハ牛、馬ノ賃借料トシ、借上日数ニソノ地方ニ於ケル作業別ノ役畜賃借料（1日当）ヲ乗ジタ額トスル。

11 大植物費ノ評価

大植物費ハ果樹、茶樹等ノ大植物ノ償却費トシ、初年度ノ果樹等ニ対スル投下費用ヲソノ植物ノ経済的栽培年数デ除シタ額ヲ年償却費トスル。

初年度ノ投下費用ノ算出ハ、果樹ヲ植付ケタ年ニ要シタ植付費、苗木費・肥料費、薬剤費、諸材料費、農具費、労働費等ノ現在値ニナオシタモノノ費用ノ合計トスル。

12 公租公課

i 固定資産税、固定資産税ハ、農地、農具、家畜等ノ農業生産手段ニ対スル固定資産（償却資産ヲ含ム）税トスル。但シ、使用料算定ノ場合ハ経営費ニ含マナイ。

ii 組合費、組合費ハ農業協同組合費トスル。開拓農家ノ場合ハ開拓農業協同組合費トスル。

13 雑費

雑費ハ農業被服反諸材料（俵、縄、レッテル、包装材料）農業用土地ノ分筆、合筆登記等ノ費用農業生産施設ノ破壊除去等ノ費用等トスル。

第4章 戸数が多数ノ場合ノ算出方法

農業所得算出ニ当ツテハ、農業粗収入及ビ農業経営費ヲ戸別ニ調査シ、戸別ニ算出スルノガ原則デアル。

但シ、使用農地ガ広範囲ニ亘リ戸数が多数ノ場合ハ次ノ方法ニヨツテ、一戸当リノ農業所得ヲ算定スルコトガ出来ル。

1 町村ヲ単位トシ農地ノ種類及ビ反当作物収入ノ多少ニヨツテ、農地ヲ附表1ノ如ク分類シ、ソレゾレノ等級ニ属スル農地ノ中カラ中等程度ノ農地ヲ抽出シテ、實際ノ反当リ収入ヲ算定シテ附表2ノ収穫等級表ヲ作成スル。

附表1 農地ノ分類

反収ノ程度			
	上	中	下

耕作地ノ種類			
田	<u>a¹</u>	<u>a²</u>	<u>a³</u>
普通畑	<u>b¹</u>	<u>b²</u>	<u>b³</u>
蔬菜畑	<u>c¹</u>	<u>c²</u>	<u>c³</u>
桑園	<u>d¹</u>	<u>d²</u>	<u>d³</u>
茶園	<u>e¹</u>	<u>e²</u>	<u>e³</u>
果樹園	<u>f¹</u>	<u>f²</u>	<u>f³</u>
採草地(放牧地)	<u>g¹</u>	<u>g²</u>	<u>g³</u>
ソノ他	<u>h¹</u>	<u>h²</u>	<u>h³</u>

附表 2 収穫等級表

収穫	反当	収穫	反当	収穫	反当
等級	金額	等級	金額	等級	金額
<u>a¹</u>		<u>a²</u>		<u>a³</u>	
<u>b¹</u>		<u>b²</u>		<u>b³</u>	
<u>c¹</u>		<u>c²</u>		<u>c³</u>	
<u>d¹</u>		<u>d²</u>		<u>d³</u>	
<u>e¹</u>		<u>e²</u>		<u>e³</u>	
<u>f¹</u>		<u>f²</u>		<u>f³</u>	
<u>g¹</u>		<u>g²</u>		<u>g³</u>	
<u>h¹</u>		<u>h²</u>		<u>h³</u>	

2 各農家ノ全耕作地ノソレゾレノ等級ニ属スル耕作地ノ面積ヲ判定シ、第1項ノ反当収入ヲソレゾレ乗ジテ合計シ、各農家ノ作物収入(桑園、採草地、放牧地デ生産物ガ中間生産物トナル場合ハ作物収入ニハ算入シナイ)ヲ算定スル。

(註) 桑園、採草地、放牧地ノ面積ハ利用面積トシ、利用面積ハ下式ニヨツテ算出スル。

$$\text{利用面積} = \frac{\text{草(又ハ桑葉)ノ必要量}}{\text{反当産草量}}$$

3 各農家ノ養蚕収入、養畜収入ヲ評価シ、第2項ニヨツテ算出シタ作物収入ニ加算シテ農業租収入ヲ算定スル。

4 反当租収入及ビ作付延面積ニ基キ附表3ノ如キ分類ニヨリ、各農家ノ経営費等級ヲ決定スル。

i 作付延面積ハ田、畑ノ面積ニ第2項(註)ニヨツテ算定シタ採草地等ノ利用面積ヲ加算シタ面積(以下作付延面積トイフ)トスル。

ii 反当租収入ハ1戸当リノ粗収入ヲ作付延面積ニテ除シタ額トスル。

iii 経営費等級ハソノ地方ノ農業経営ノ特異性ニヨツテ適当ナ分類ヲ行フ。

附表 3 農業経営ノ分類

作付延 面積 反当 粗収入		1町未満	2町未満	2町以上
	5反未満	5反以上	1町以上	
50.000以上	級 1－1	級 1－2	級 1－3	級 1－4
50.000未満	2－1	2－2	2－3	2－4
30.000以上				
30.000未満	3－1	3－2	3－3	3－4
20.000以上				
20.000未満	4－1	4－2	4－3	4－4
10.000以上				
10.000未満	5－1	5－2	5－3	5－4
7.000以上				
7.000未満	6－1	6－2	6－3	6－4

5 各経営費等級ニツイテ、使用地又ハ近傍類似ノ地域ニアル各経営費等級ニ属スル農家ヲ抽出シ、実際ノ1戸当リ経営費ヲ評価シ、ソノ農家ノ作付延面積ニテ除シテ附表4ノ経営費等級表ヲ作成スル。

附表 4 経営費等級表

経営費 等 級	反 当 農 業 経営費	経営費 等 級	反 当 農 業 経営費	経営費 等 級	反 当 農 業 経営費	経営費 等 級	反 当 農 業 経営費
1-1		1-2		1-3		1-4	
2-1		2-2		2-3		2-4	
3-1		3-2		3-3		3-4	
4-1		4-2		4-3		4-4	
5-1		5-2		5-3		5-4	
6-1		6-2		6-3		6-4	

6 第4項ニヨツテ決定シタ経営費等級ニ第5項ノ経営費等級表ノ数字ヲ転記シ、作付延面積ヲ乗ジテ1戸当リ農業経営費ヲ算定スル。

7 第3項ヨリ算定シタ農業粗収入ヨリ第6項ヨリ算定シタ農業経営費ヲ差引イテ農業所得ヲ算定スル。

第5章 経営農地ノ一部ガ使用ノ対象トナツタ場合ノ算出方法

経営農地ノ一部ガ使用ノ対象トナツタ場合ハ、次ノ方法ニヨツテ使用農地部分ノ農業所得ヲ算定スル。

1 使用農地ノ収穫等級ニ属スル全部ノ農地ノ農業所得ヲ次式ニヨリ算定スル。

$$X = C \times Q / R$$

i X……使用農地ノ収穫等級ニ属スル全農地部分ノ所得

ii C……1戸当リ農業所得

iii Q……第4章第2項ニヨツテ算定シタ作物収入、採草放牧地等デ作物ガ中間生産物トナル場合ハ作物収入ニ第4章第2項（註）ニヨツテ算定シタ利用面積ニ草、桑葉等ノ反当作物収入（反当収量×単価）ヲ乗ジテ算出シタ額ヲ加算スル。

iv R……使用農地ノ収穫等級ニ属スル全農地ヨリ挙げ得ル作物収入。採草地等作物ガ中間生産物トナル場合、草、桑葉等ノ作物収入（前項iiiニヨツテ算出シタ等ノ桑葉等ノ収入）

2 第1項ニヨツテ算定シタ使用農地ノ収穫等級ニ属スル全農地部分ノ農業所得（X）ニソノ収穫等級ノ使用面積ノ耕作面積ニ対スル比率ヲ乗ジテ使用農地ノ農業所得トスル。

$$Z = X \times S / P$$

i Z……使用農地ノ農業所得

ii X……使用農地ノ収穫等級ニ属スル全農地部分ノ所得

iii S……使用面積

iv P……使用農地ノ収穫等級ニ属スル全農地面積

3 各収穫等級ノ使用農地ニツイテ、ソレゾレ前ノ1、2項ニヨリ農業所得ヲ算定シ、ソノ合計額ヲ当該農家ノ使用農地ニ対スル農業所得トスル。

第4 協議

この通達により難い場合は、地方協力局長に協議するものとする。

(新)

削 除

(旧)

別表

農業用建物農機器、大動植物耐用年数

1 構築物

暗渠			樋門		堆肥盤	肥料溜	サイロ	果樹柵					
土管	竹束	弾丸	造	リコン ントク				木造	リ ト	コ ン ク	幾見式	鉄線 柵	木柵
15	10	15	10	5	12	30	50	20	10	8			

2 農機具

種 類	細 目	備 考	耐用年数	摘要
原 動 機	電 動 機	単 相	12	年
	〃	三 相	14	
	石 油 発 動 機		10	
	デ イ ゼ ル 機 関		15	
	木 炭 ガ ス 発 生 機		7	
	ポ ン プ		10	
	ウ ス 巻 ポ ン プ		10	
	足 踏 ポ ン プ		10	
	バ ー チ カ ル ポ ン プ		10	
	軸 流 ポ ン プ		15	
耕 ウ ン ポ ン プ	動 力 耕 ウ ン ポ ン プ		7	ハローヲ含ム
	砕 土 機		8	

<u>病虫害予防用具</u>	<u>馬</u> <u>ワ</u> <u>ク</u>	<u>振馬ワク</u>	<u>7</u>	<u>麦すり機ヲ</u> <u>含む</u>
	<u>肩掛式噴霧器</u>	<u>人力用</u>		
	<u>動力式</u> <u>〃</u>	<u>動力用</u>	<u>10</u>	
<u>脱穀調整用機</u>	<u>動力撒粉機</u>		<u>5</u>	
	<u>脱穀機</u>	<u>人力用</u>	<u>10</u>	
	<u>〃</u>	<u>動力用</u>	<u>8</u>	
<u>ワラ加工用具</u>	<u>モミズリ機</u>		<u>10</u>	
	<u>米選機</u>		<u>10</u>	
	<u>ワラ打機</u>		<u>12</u>	
<u>計量用具</u>	<u>ワラ切機</u>	<u>動力用</u>	<u>12</u>	
	<u>ナワナイ機</u>	<u>〃</u>	<u>12</u>	
	<u>〃</u>	<u>人力用</u>	<u>8</u>	
<u>運搬用具</u>	<u>制莖機</u>		<u>12</u>	
	<u>ナワ仕上機</u>		<u>12</u>	
	<u>俵編機</u>		<u>12</u>	
<u>畜産用具</u>	<u>台バカリ</u>		<u>15</u>	
	<u>牛馬車</u>		<u>12</u>	
	<u>荷馬車</u>		<u>12</u>	
<u>ソノ他機具</u>	<u>リヤカー</u>		<u>6</u>	
	<u>牛馬ソリ</u>		<u>12</u>	
	<u>舟</u>		<u>10</u>	
	<u>飼料裁断機</u>		<u>15</u>	
	<u>主トシテ鉄製ノモノ</u>		<u>15</u>	
	<u>ソノ他</u>		<u>7</u>	

3 牛馬ノ使用可能年数

<u>種類</u>	<u>細目</u>	<u>備考</u>	<u>耐用年数</u>	<u>摘要</u>
<u>牛</u>	<u>農業使役用</u>		<u>年</u> <u>6</u>	
	<u>小運搬使役用</u>		<u>5</u>	
	<u>繁殖用（役肉用牛）</u>		<u>5</u>	
	<u>〃（乳用牛）</u>		<u>6</u>	
	<u>種付用（役肉用牛）</u>		<u>4</u>	
	<u>〃（乳用牛）</u>		<u>4</u>	

<u>馬</u>	<u>農 業 使 役 用</u>	<u>8</u>	
	<u>小 運 搬 使 役 用</u>	<u>6</u>	
	<u>繁 殖 用</u>	<u>7</u>	
	<u>種 付 用</u>	<u>6</u>	
	<u>競 走 用</u>	<u>4</u>	
	<u>種 付 用</u>	<u>5</u>	
	<u>一 般 用</u>	<u>5</u>	
<u>緬 羊</u>			

4 果樹等ノ耐用年数

<u>樹 種</u>	<u>細 目</u>	<u>備 考</u>	<u>経 済 的 栽培年限</u>	<u>育成年限</u>
<u>柑 キ ツ 樹</u>	<u>温 州</u> <u>ソノ他</u>	<u>園地トシテ栽培シテイルモノニ 限ル。以下同ジ。</u>	<u>45 年</u>	<u>15 年</u>
			<u>40</u>	<u>15</u>
<u>リ ン ゴ 樹</u>			<u>30</u>	<u>10</u>
<u>ブ ド ウ 樹</u>			<u>15</u>	<u>6</u>
<u>ナ シ 樹</u>			<u>25</u>	<u>8</u>
<u>桃 樹</u>			<u>17</u>	<u>5</u>
<u>梅 桃 樹</u>			<u>25</u>	<u>8</u>
<u>ビ ワ 樹</u>			<u>35</u>	<u>8</u>
<u>栗 樹</u>			<u>30</u>	<u>7</u>
<u>梅 樹</u>			<u>30</u>	<u>7</u>
<u>カ キ 樹</u>			<u>40</u>	<u>10</u>
<u>ア ン ズ 樹</u>			<u>30</u>	<u>7</u>
<u>ス モ モ 樹</u>			<u>20</u>	<u>5</u>
<u>イチヂク 樹</u>			<u>15</u>	<u>3</u>
<u>コウリヤナギ</u>			<u>15</u>	<u>3</u>
<u>ミ ツ マ タ</u>			<u>10</u>	<u>4</u>
<u>コ ウ ゾ</u>			<u>10</u>	<u>3</u>
<u>ラ ミ ー</u>			<u>8</u>	<u>3</u>
<u>茶 樹</u>			<u>40</u>	<u>8</u>
<u>桑 樹</u>	<u>根、中</u> <u>高刈</u>		<u>15</u>	<u>3</u>

(新)

削 除

(旧)

収 穫 等 級 ノ 算 出

<u>収穫等級</u>	<u>作 付 作 物</u>	<u>主 産 物</u>		
		<u>収 量</u>	<u>単 価</u>	<u>金 額</u>

除
削

反当農業經營費入算出

[illegible]